

以下の情報については、令和 6 年 11 月 21 日現在の情報を記載しております。
今後、変更される場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(ア) 令和 6 年 12 月 2 日以降は、「健康保険証」を発行いたしません。

※ 資格取得日や扶養認定日が、令和 6 年 12 月 1 日以前であっても発行いたしません。また、令和 6 年 12 月 1 日は日曜のため、資格取得日または扶養認定日が、令和 6 年 12 月 1 日の場合も発行することができません。

※ 資格取得日または扶養認定日が、令和 6 年 11 月 29 日以前の届出書については、令和 6 年 11 月 29 日（金）17 時までに、健康保険組合までご提出ください。

(イ) 令和 6 年 12 月 2 日以降は、「資格情報のお知らせ」を発行いたします（A4 サイズ）。

※ 「資格情報のお知らせ」とは、以下①②の目的のために、令和 6 年 12 月 2 日以降の新規加入者に発行するものであり、必ず保管いただくものです。

① 「記号・番号・枝番」などの健康保険資格に関する情報を確認いただくため。

② 医療機関等を受診する際にオンライン資格確認を行うための、加入者情報データの登録が完了したことをお知らせするため。

※ 届出書に記載のマイナンバーを、基幹システムを通して情報連携を行い、加入者情報データの登録を行うため、「資格情報のお知らせ」は、届出書の受付日の 4 営業日後に発行いたします。

※ 「記号・番号・枝番」などの健康保険資格に関する情報については、マイナポータルでも確認できます。

(ウ) 令和 7 年 12 月 1 日までは、現在お持ちの「健康保険証」を利用することができます。

※ 紛失やき損した場合や、氏名等の記載事項が変更となった場合であっても、令和 6 年 12 月 2 日以降については、健康保険証の再交付することができません。

※ 令和 7 年 12 月 1 日までに、資格喪失または扶養削除となった場合や、氏名等の記載事項が変更となった場合も、健康保険証の返納が必要です。

(エ) 令和 6 年 12 月 2 日以降は、マイナンバーカードに保険証登録をされていない方や、マイナンバーカードをお持ちでない方に、申請によらず、「資格確認書」を発行いたします(はがきサイズ)。

※ 「資格確認書」とは、マイナンバーカードに保険証登録をされていない方や、マイナンバーカードをお持ちでない方に対して発行するものであり、健康保険証の代わりに提示し、医療機関等を受診することができます。

※ 健康保険証をお持ちの方には、原則、お持ちの健康保険証を利用することができる令和 7 年 12 月 1 日までは、資格確認書は発行いたしません。

※ 資格確認書の有効期限は、原則、令和 9 年 12 月 1 日までです。

※ 有効期限内に、資格喪失または扶養削除となった場合や、氏名等が変更となった場合は、資格確認書の返納が必要です。ただし、有効期限が過ぎた資格確認書については、返納は不要です。

※ 届出書に記載のマイナンバーを、基幹システムを通して情報連携を行い、加入者情報データの登録を行うため、「資格確認書」は、届出書の受付日の 4 営業日後に発行いたします。

(オ) 令和 6 年 12 月 2 日以降における、新規加入者の「資格取得届」と「被扶養者（異動）届」には、「資格確認書発行要否」の欄が追加されます。

※ 令和 6 年 12 月 2 日以降の新規加入者であり、資格確認書を必要とする場合は、「資格取得届」や「被扶養者（異動）届」の、「資格確認書発行要否」の欄にチェックをしてご提出ください。ただし、厚生労働省より、「マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく、念のため資格確認書をもっておきたいという申請理由で交付することはできない」とされておりますので、あらかじめ、ご承知ください。

※ 「資格取得届」や「被扶養者（異動）届」により、資格確認書の交付を希望した場合は、有効期限が短期（交付日が属する月の翌月末日まで）の「資格確認書」を交付いたします。また、その後、情報連携によりマイナ保険証を利用できないことが確認でき次第、有効期限が令和 9 年 12 月 1 日の「資格確認書」を、追って発行いたします。

(カ) 「決定通知書等」は、届出書受付日の 4 営業日後に発送いたします。

※ 「資格取得届」や「被扶養者（異動）届」の「決定通知書」や「事業所様控え」については、マイナ保険証による加入者情報データの登録が重要となるため、加入者情報データの登録にエラーがないことを確認後、発送いたします。